

見積執行書

工事第21号

工事名 八戸市一般廃棄物最終処分場火災復旧対策工事					
工事場所 八戸市大字櫛引字湯ノ沢 2 番 6					
指名通知 令和 7 年 7 月 4 日			委託課名 清掃事務所		
現場説明 令和 7 年 7 月 4 日午後 2 時			建築住宅課		
入札及び開札 (開札は即時) 令和 7 年 7 月 2 3 日午前 1 0 時 3 0 分 市庁別館 4 階契約検査課					
区分 ☐ 指名競争入札 ☒ 随意契約		入札方法 ☒ 総 価 ☐ 単 価		最低制限価格 ☐ 有 ☒ 無	
入札保証金 ☐ 有 ☒ 無		契約保証金 ☒ 有 (契約金額の10分の1以上の額) ☐ 無			
指名理由 本工事は、令和 6 年10月20日に発生した八戸市一般廃棄物最終処分場第 2 区画内での自然発火による火災の被害箇所復旧及び今後の対策を実施するための工事であり、第 2 区画の遮水シート等の修繕及び現在施工中の「八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事 (令和 6 年 9 月24日契約締結) (以下「施工中工事」という。)」において移設を予定している被覆施設への火災報知器の設置を実施するものである。 また、本工事は、上述のとおり火災により施工が必要となったものであり、工事にあたり消防へ提出している消防用設備等特例適用願い (消防法施行令第32条) に由来する消防からの指示や最終処分場の規制法である廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) に基づく八戸市環境保全課からの指示を考慮しながら、かつ、施工範囲が重複する施工中工事との調整が必要となる工事である。 修繕を実施する遮水シートは法で設置を義務づけている設備であり、その修繕は直ちに実施する必要があるが、消防及び市環境保全課から、第 2 区画内で発生している可燃性ガスの危険性を考慮し、工事の実施時期は第 2 区画が屋外となった時点で施工を開始するよう指示等を受けている。 そのため、施工中工事の完了をまたず、被覆施設が第 2 区画から第 3 区画へと移設した時点で、移設工事用の第 2 区画の仮足場 (碎石足場) を本工事用に成形する作業を開始し、かつ、それぞれの工事を調整しながら同時に実施する必要がある。 このように、本工事と施工中工事は施工範囲及び時期が重複しており、また、一体的に実施しなければ、現場が錯綜するほか、施工責任が不明確となり、安全・円滑、かつ適切な施工の確保が困難な工事である。 施行中工事の施工者である株式会社石上建設は、現場の状況に精通しているほか、当該施設の建設、第 1 区画から第 2 区画への被覆施設移設工事を実施しており、当該施設の状況を熟知している唯一の事業者であり、当該事業者により本工事を施工させた場合、本工事の工期の短縮、施工中工事で利用する仮設及び重機類など経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工の確保が可能となる。 上記理由により、本工事については、施工中工事の施工者である株式会社石上建設を選定した。					
		見 積 書 記 載 金 額 (円)			
見 積 者 氏 名		第 1 回	第 2 回	第 3 回	
1	株式会社石上建設	61,800,000	61,500,000	61,000,000	決定
2					
3					
4					
5					
備考 契約金額は、見積書記載金額の欄に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) である。					
開札者			立会人		
契約検査課工事契約GL 河原木 洋一			技査 小泉 登枝		